

確定申告用の『障がい者控除対象者認定書』『おむつに係る費用の医療費控除証明書』のお知らせ

障がい者控除対象者認定書

介護保険法に規定する要介護認定者のうち65歳以上の方で、申請により障がい者に準ずる者として認定をされた方には「障がい者控除対象者認定書」が交付され、確定申告時に障がい者控除を受けることができます。

認定を受けられる方は、次のいずれにも該当することが必要です。

- 要介護認定者で65歳以上の方
- 認知症または身体の障がいにより日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難が見られ、介護を必要とする方

○身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・戦傷病者手帳・原爆症認定書を所持していない方

おむつに係る費用の医療費控除証明書

確定申告時に、おむつ代の

医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護（要支援）の認定を受けている方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」に代わる「おむつに係る費用の医療費控除証明書」の交付を無料で受けることができます。証明を受けられる方は、次のいずれにも該当することが必要です。

○おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降であること。

○市の介護保険被保険者で要介護（要支援）の認定を受けていること。

○寝たきり状態等にあること。

○治療上おむつの使用が必要であること。

交付を希望される方は、高齢福祉課 介護保険グループ（きらら館内）へお越しください。

なお、交付には数日間かかる場合がありますので、手続きはお早めにお願ひします。

申請・問い合わせ先

高齢福祉課（きらら館内）
☎（52）1115

国民健康保険 人間ドックの申し込みについて

国民健康保険加入者の人間ドック申し込みは、**12月28日（金）が締め切り**です。

受診は平成25年3月31日（日）まで可能ですので、希望される方は期限までに申し込みをお願いします。

なお、12月29日（土）以降の申し込みについては、国民健康保険からの補助は対象外となりますので、ご注意ください。

申し込み・問い合わせ先
市民課 ☎（40）5556

介護保険施設に入所されている方へ『負担限度額認定申請』のお知らせ

世帯の市民税が非課税であり本人の市民税も非課税の方は、介護保険負担限度額認定申請により、利用料（居住費・食費）の自己負担を減額することができま

対象のサービスは介護老人福祉施設（特別養護老人ホームとも呼びます）・介護老人

保健施設（老人保健施設）・介護療養型医療施設（療養病床等）への入所及びショートステイです。

申請の月から適用になります。

申請・問い合わせ先

高齢福祉課（きらら館内）
☎（52）1115

普通救命（定期）講習会

日時

12月15日（土）
午前9時～正午

場所

石橋地区消防組合
消防本部3階大会議室

内容

- ①心肺蘇生法実技
- ②AEDの取り扱い
- ③止血法等

定員

30名（参加無料）

申し込み・問い合わせ先

石橋消防本部 防課救助係
☎（53）6167

本当に必要な救急車の適正利用にご協力ください

平成23年度に救急車で搬送された人は、3,229人でこのうち、軽症者（入院を必要としない）が全体の4割以上を占めています。このままでは緊急性があり本当に救急車を必要とする人への適切な救命処置等が遅れ、救える命が救えなくなる恐れがあります。

救急車は、緊急性があり命にかかわるようなけがや急病の人を一刻も早く病院に搬送する必要があります。利用するものです。

こんな症状がみられたら、ためらわずに119番を

- ・意識がないまたはおかし
- ・けいれん
- ・大量の出血を伴う外傷
- ・広範囲のやけど
- ・冷や汗を伴う強い吐き気

- ・食べ物をつまらせ呼吸が苦しい
- ・交通事故にあった
- ・突然の激しい頭痛
- ・胸痛
- ・腹痛
- など

問い合わせ先

石橋地区消防組合消防本部
☎（53）0509